

経 済 産 業 省

20220816保局第1号
令和4年8月31日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第3号)【別表第十、別表第十二関係】 (下線部分は改正部分)

改正後		現 行																																																													
別表第十 雑音の強さ 第1章 共通事項 1 適用区分 1.1 適用章別 電気用品の各品目について雑音の強さを測定する必要がある場合は、その測定方法及び許容値等は次表の適用章別による。表に記載のない品目、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、1.2の取扱いを基に判断する。 別表第四 配線器具 ～ 別表第八 電動応用機械器具 (略) 別表第八 光源及び光源応用機械器具		別表第十 雑音の強さ 第1章 共通事項 1 適用区分 1.1 適用章別 電気用品の各品目について雑音の強さを測定する必要がある場合は、その測定方法及び許容値等は次表の適用章別による。表に記載のない品目、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、1.2の取扱いを基に判断する。 別表第四 配線器具 ～ 別表第八 電動応用機械器具 (略) 別表第八 光源及び光源応用機械器具																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気用品名等</th> <th>適用章別/基準番号</th> </tr> <tr> <th>政令品名</th> <th>省令における細部品名等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真焼付器 ～ 写真引伸機用ランプハウス</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>蛍光ランプ</td> <td>(一般形)</td> <td><u>J55015</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(安定器内蔵形)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エル・イー・ディー・ランプ</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電気スタンド</td> <td></td> <td><u>J55015</u></td> </tr> <tr> <td>家庭用つり下げ型蛍光灯器具</td> <td></td> <td><u>J55015</u></td> </tr> <tr> <td>ハンドランプ</td> <td></td> <td><u>J55015</u></td> </tr> <tr> <td>庭園灯器具</td> <td></td> <td><u>J55015</u></td> </tr> </tbody> </table>		電気用品名等		適用章別/基準番号	政令品名	省令における細部品名等		写真焼付器 ～ 写真引伸機用ランプハウス	(略)	(略)	蛍光ランプ	(一般形)	<u>J55015</u>		(安定器内蔵形)		エル・イー・ディー・ランプ		(略)	電気スタンド		<u>J55015</u>	家庭用つり下げ型蛍光灯器具		<u>J55015</u>	ハンドランプ		<u>J55015</u>	庭園灯器具		<u>J55015</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気用品名等</th> <th>適用章別</th> </tr> <tr> <th>政令品名</th> <th>省令における細部品名等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真焼付器 ～ 写真引伸機用ランプハウス</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>蛍光ランプ</td> <td>(一般形)</td> <td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(安定器内蔵形)</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>エル・イー・ディー・ランプ</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電気スタンド</td> <td></td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>家庭用つり下げ型蛍光灯器具</td> <td></td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>ハンドランプ</td> <td></td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>庭園灯器具</td> <td></td> <td><u>7</u></td> </tr> </tbody> </table>		電気用品名等		適用章別	政令品名	省令における細部品名等		写真焼付器 ～ 写真引伸機用ランプハウス	(略)	(略)	蛍光ランプ	(一般形)	<u>6</u>		(安定器内蔵形)	<u>7</u>	エル・イー・ディー・ランプ		(略)	電気スタンド		<u>7</u>	家庭用つり下げ型蛍光灯器具		<u>7</u>	ハンドランプ		<u>7</u>	庭園灯器具		<u>7</u>
電気用品名等		適用章別/基準番号																																																													
政令品名	省令における細部品名等																																																														
写真焼付器 ～ 写真引伸機用ランプハウス	(略)	(略)																																																													
蛍光ランプ	(一般形)	<u>J55015</u>																																																													
	(安定器内蔵形)																																																														
エル・イー・ディー・ランプ		(略)																																																													
電気スタンド		<u>J55015</u>																																																													
家庭用つり下げ型蛍光灯器具		<u>J55015</u>																																																													
ハンドランプ		<u>J55015</u>																																																													
庭園灯器具		<u>J55015</u>																																																													
電気用品名等		適用章別																																																													
政令品名	省令における細部品名等																																																														
写真焼付器 ～ 写真引伸機用ランプハウス	(略)	(略)																																																													
蛍光ランプ	(一般形)	<u>6</u>																																																													
	(安定器内蔵形)	<u>7</u>																																																													
エル・イー・ディー・ランプ		(略)																																																													
電気スタンド		<u>7</u>																																																													
家庭用つり下げ型蛍光灯器具		<u>7</u>																																																													
ハンドランプ		<u>7</u>																																																													
庭園灯器具		<u>7</u>																																																													

装飾用電灯器具		<u>J55015</u>
その他の白熱電灯器具		<u>J55015</u>
その他の放電灯器具	(マグネトロンを使用しないもの)	<u>J55015</u>
	(マグネトロンを使用するもの)	<u>J55011</u>
エル・イー・ディー・電灯器具		<u>J55015</u>
広告灯		(略)
検卵器		<u>J55015</u>
電気消毒器(殺菌灯)		<u>J55015</u>
家庭用光線治療器	(略)	(略)
充電式携帯電灯		<u>J55015</u>
複写機	(略)	(略)

* : マグネトロンは I S M 用指定周波数で動作するものとする。

別表第八 電子応用機械器具 (略)

別表第八 交流用電気機械器具及び携帯発電機

電気用品名等		適用章別/基準番号
政令品名	省令における細部品名等	
電灯付家具		<u>J55015</u>
コンセント付家具 ~ 携帯発電機	(略)	(略)

備考 (略)

1.2 (略)

2 測定装置

測定装置及び測定サイトは、平成19年7月情報通信審議会答申『無線妨

装飾用電灯器具		<u>5</u>
その他の白熱電灯器具		<u>7</u>
その他の放電灯器具	(マグネトロンを使用しないもの)	<u>7</u>
	(マグネトロンを使用するもの)	<u>2</u>
エル・イー・ディー・電灯器具		<u>7</u>
広告灯		(略)
検卵器		<u>7</u>
電気消毒器(殺菌灯)		<u>7</u>
家庭用光線治療器	(略)	(略)
充電式携帯電灯		<u>5</u>
複写機	(略)	(略)

* : マグネトロンは I S M 用指定周波数で動作するものとする。

別表第八 電子応用機械器具 (略)

別表第八 交流用電気機械器具及び携帯発電機

電気用品名等		適用章別
政令品名	省令における細部品名等	
電灯付家具		<u>7</u>
コンセント付家具 ~ 携帯発電機	(略)	(略)

備考 (略)

1.2 (略)

2 測定装置

測定装置及び測定サイトは平成10年度電気通信技術審議会答申『無線

害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件』、平成28年10月情報通信審議会答申『「無線妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」第1部第1編 無線周波妨害波及びイミュニティの測定装置 - 測定用受信機 -』、及び平成28年10月情報通信審議会答申『「無線妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」第1部第4編 無線周波妨害波及びイミュニティの測定装置 - 放射妨害波測定用のアンテナと試験場 -』に準拠したものを使用する。なお、この答申に準拠したものであれば、他の測定装置（例えばスペクトラムアナライザ等）及び測定サイト（例えば電波暗室等）を用いてもよい。

測定装置の規格を下表に示す。（特定の章に使用される特別な測定装置は含まない。）

2.1～2.5 （略）

第2章 （略）

第3章 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機並びに関連機器等

1 （略）

2 測定方法

2.1～2.3.8.7 （略）

2.3.8.8 測定方法

(1)～(4) （略）

付表3-2 負荷条件の個別事項

機器により個別に規定する負荷条件は次の通りとする。本表に規定していない事項は共通事項による。

妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件』に準拠したものを使用する。なお、この答申に準拠したものであれば、他の測定装置（例えばスペクトラムアナライザ等）及び測定サイト（例えば電波暗室等）を用いてもよい。

測定装置の規格を下表に示す。（特定の章に使用される特別な測定装置は含まない。）

2.1～2.5 （略）

第2章 （略）

第3章 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機並びに関連機器等

1 （略）

2 測定方法

2.1～2.3.8.7 （略）

2.3.8.8 測定方法

(1)～(4) （略）

付表3-2 負荷条件の個別事項

機器により個別に規定する負荷条件は次の通りとする。本表に規定していない事項は共通事項による。

品名	負荷条件及び試験条件	<u>(削除)</u>	品名	負荷条件及び試験条件	備考
音声録音再生機器 (テープレコーダー、CDプレーヤー、レコードプレーヤー、MDレコーダー等)	・適切な媒体又は事前に録音した媒体から供給される1KHzの正弦波信号を連続的に再生動作させる。ただし、供試器に録音機能がある場合には、録音媒体をかけ録音状態にして連続的に動作させる。	<u>(削除)</u>	音声録音再生機器 (テープレコーダー、CDプレーヤー、レコードプレーヤー、MDレコーダー等)	・適切な媒体又は事前に録音した媒体から供給される1KHzの正弦波信号を連続的に再生動作させる。ただし、供試器に録音機能がある場合には、録音媒体をかけ録音状態にして連続的に動作させる。	<u>J55013</u>
映像録画再生機器 (ビデオテープレコーダー、DVDプレーヤー等)	・カラーバー信号 (ITU-R勧告BT471-1:1994の規格で定義したテレビジョンカラーバー信号及びパターン (図3-13参照)) が記録されたテープ/ディスクを使って連続的に再生動作させる。	<u>(削除)</u>	映像録画再生機器 (ビデオテープレコーダー、DVDプレーヤー等)	・カラーバー信号 (ITU-R勧告BT471-1:1994の規格で定義したテレビジョンカラーバー信号及びパターン (図3-13参照)) が記録されたテープ/ディスクを使って連続的に再生動作させる。	<u>J55013</u>
オーディオ増幅器	・ボリュームを最大位置にし、入力信号 (印加周波数は1,000Hz (1,000Hzが帯域内にない場合は、その帯域の可聴中心周波数とする。)) の大きさを調節して、出力信号に波形歪み又はクリッピングが現れ始める時の出力電力 (以下「クリッピング出力」という。) を求める。その後クリッピング出力の1/8になるように調節する。	<u>(削除)</u>	オーディオ増幅器	・ボリュームを最大位置にし、入力信号 (印加周波数は1,000Hz (1,000Hzが帯域内にない場合は、その帯域の可聴中心周波数とする。)) の大きさを調節して、出力信号に波形歪み又はクリッピングが現れ始める時の出力電力 (以下「クリッピング出力」という。) を求める。その後クリッピング出力の1/8になるように調節する。	<u>J55013</u>
電子楽器及び電気楽器	・音階C (ド) の音 (約523Hz) を発生させる鍵を押す。又、疑義が生	<u>(削除)</u>	電子楽器及び電気楽器	・音階C (ド) の音 (約523Hz) を発生させる鍵を押す。又、疑義が生	<u>J55013</u>

	<p>しない場合においては、供試器にデモ演奏あるいはオートリズム等の機能が内蔵されているものを使用することができる。供試器自身にこれらの機能がないものは、1kHzの正弦波を外部より印加する。</p>			<p>しない場合においては、供試器にデモ演奏あるいはオートリズム等の機能が内蔵されているものを使用することができる。供試器自身にこれらの機能がないものは、1kHzの正弦波を外部より印加する。</p>	
<p>2.4・2.5 (略) 図 (略)</p> <p>第4章 デジタル技術応用機器 1・2 (略)</p> <p>3 測定場所 測定場所は、周囲雑音レベルが規定の許容値より少なくとも、6dB低くなければならない。ただし、周囲雑音と妨害源からの放射が混在した状態で規定の許容値を超えない場合は、この限りではない。 <u>(削除)</u></p> <p>4 供試器の配置 (1) 雑音電界強度（供試器外に放射される漏洩電波の電界強度）の測定 自然の大地面上に金属面を置き、その上に供試器を置くこと。この場合、供試器の底面支持部と金属的に接触しないこと。この金属面は図4</p>			<p>2.4・2.5 (略) 図 (略)</p> <p>第4章 デジタル技術応用機器 1・2 (略)</p> <p>3 測定場所 測定場所は、周囲雑音レベルが規定の許容値より少なくとも、6dB低くなければならない。ただし、周囲雑音と妨害源からの放射が混在した状態で規定の許容値を超えない場合は、この限りではない。 <u>(備考)J55022に定められたオープンテストサイト及び代替テストサイト (例として、電波暗室)は、本規定による測定場所に該当する。</u></p> <p>4 供試器の配置 (1) 雑音電界強度（供試器外に放射される漏洩電波の電界強度）の測定 自然の大地面上に金属面を置き、その上に供試器を置くこと。この場合、供試器の底面支持部と金属的に接触しないこと。この金属面は図4</p>		

－ 1 に示すように供試器の周辺及び測定用アンテナよりも少なくとも1 mは外側に広がっていること。この金属面には測定周波数において無視できないような欠陥やすき間のないこと。

床上に設置するように設計されている供試器にあつては、金属面にできるだけ近く置くこと。また可搬形装置にあつては、金属面上0.8mの非金属製の台の上に置くこと。

(削除)

(注) (略)

図 4－1 (略)

(2) 雑音端子電圧（電源端子に誘起される高周波電圧）の測定

接地を必要としない形式の供試器及び床上に設置しない形式の供試器の場合には、少なくとも2m×2mの水平金属面からなる基準面から0.4 mの高さに置き、その基準面以外のあらゆる金属面から少なくとも0.8m離しておくこと。シールド室内の金属製壁面などの垂直金属面を基準面とする場合は、その広さは少なくとも2m×2mとし、供試器はその基準面から0.4m離し、他の金属面（床面及び他の壁面など）から0.8m以上離して置くこと。

床上に設置する供試器については、上記と同じ規定を適用するか、通常の使用条件と一致するように床上に置くこと。この場合の床面金属面でもかまわないが、供試器の底面支持部と金属面に接触しないこと。

なお、擬似電源回路網の基準接地点は、基準面に接地すること。また、供試器の端と擬似電源回路網の一番近い面までの距離が0.8mとなるように供試器を図 4－3 に示すように設置すること。

(削除)

－ 1 に示すように供試器の周辺及び測定用アンテナよりも少なくとも1 mは外側に広がっていること。この金属面には測定周波数において無視できないような欠陥やすき間のないこと。

床上に設置するように設計されている供試器にあつては、金属面にできるだけ近く置くこと。また可搬形装置にあつては、金属面上0.8mの非金属製の台の上に置くこと。

(備考) 雑音電界強度の測定について、上記規定を補足する目的で J55022の該当する規定を準用する。

(注) (略)

図 4－1 (略)

(2) 雑音端子電圧（電源端子に誘起される高周波電圧）の測定

接地を必要としない形式の供試器及び床上に設置しない形式の供試器の場合には、少なくとも2m×2mの水平金属面からなる基準面から0.4 mの高さに置き、その基準面以外のあらゆる金属面から少なくとも0.8m離しておくこと。シールド室内の金属製壁面などの垂直金属面を基準面とする場合は、その広さは少なくとも2m×2mとし、供試器はその基準面から0.4m離し、他の金属面（床面及び他の壁面など）から0.8m以上離して置くこと。

床上に設置する供試器については、上記と同じ規定を適用するか、通常の使用条件と一致するように床上に置くこと。この場合の床面金属面でもかまわないが、供試器の底面支持部と金属面に接触しないこと。

なお、擬似電源回路網の基準接地点は、基準面に接地すること。また、供試器の端と擬似電源回路網の一番近い面までの距離が0.8mとなるように供試器を図 4－3 に示すように設置すること。

(備考) 雑音端子電圧の測定について、上記規定を補足する目的で

<p>5 供試器の動作状態</p> <p>5.1 共通事項 供試器を典型的な使用状態とする。 <u>(削除)</u></p> <p>5.2 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>図 (略)</p> <p>第5章 電熱器具、電動力応用機器及び配線器具等 1～6 (略)</p> <p>付表5-1 負荷条件及び試験条件の個別事項 機器により個別に規定する負荷条件及び試験条件は次の通りとする。 負荷条件に係数がある機器はスイッチング動作で、また、係数がない機器は計数クリックの回数で最小観測時間Tの測定を行う。本表に規定のないものは共通事項による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>連続性雑音</th> <th>不連続性雑音</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンブラースイッチ 中間スイッチ リモートコントロールリレー</td> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイムスイッチ</td> <td>イ) 負荷電流は最大定格の0.1とする。</td> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	品名	連続性雑音	不連続性雑音	備考	タンブラースイッチ 中間スイッチ リモートコントロールリレー	(略)			タイムスイッチ	イ) 負荷電流は最大定格の0.1とする。		<u>(削除)</u>	<p style="text-align: center;"><u>J55022の該当する規定を準用する。</u></p> <p>5 供試器の動作状態</p> <p>5.1 共通事項 供試器を典型的な使用状態とする。 <u>(備考) 供試器の動作について、上記規定を補足する目的でJ55022の該当する規定を準用する。</u></p> <p>5.2 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>図 (略)</p> <p>第5章 電熱器具、電動力応用機器及び配線器具等 1～6 (略)</p> <p>付表5-1 負荷条件及び試験条件の個別事項 機器により個別に規定する負荷条件及び試験条件は次の通りとする。 負荷条件に係数がある機器はスイッチング動作で、また、係数がない機器は計数クリックの回数で最小観測時間Tの測定を行う。本表に規定のないものは共通事項による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>連続性雑音</th> <th>不連続性雑音</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンブラースイッチ 中間スイッチ リモートコントロールリレー</td> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイムスイッチ</td> <td>イ) 負荷電流は最大定格の0.1とする。</td> <td></td> <td><u>J55014-1(H20) 7.3.7.1</u></td> </tr> </tbody> </table>	品名	連続性雑音	不連続性雑音	備考	タンブラースイッチ 中間スイッチ リモートコントロールリレー	(略)			タイムスイッチ	イ) 負荷電流は最大定格の0.1とする。		<u>J55014-1(H20) 7.3.7.1</u>
品名	連続性雑音	不連続性雑音	備考																						
タンブラースイッチ 中間スイッチ リモートコントロールリレー	(略)																								
タイムスイッチ	イ) 負荷電流は最大定格の0.1とする。		<u>(削除)</u>																						
品名	連続性雑音	不連続性雑音	備考																						
タンブラースイッチ 中間スイッチ リモートコントロールリレー	(略)																								
タイムスイッチ	イ) 負荷電流は最大定格の0.1とする。		<u>J55014-1(H20) 7.3.7.1</u>																						

	ロ) 負荷は白熱電球とする。 ハ) 負荷は点灯状態とする。 ニ) <u>スイッチング動作数を最大にするように調整する。</u>			ロ) 負荷は白熱電球とする。 ハ) 負荷は点灯状態とする。	
その他の点滅器 (ただし、 光電式自動点滅器は除く) ～ カットアウトスイッチ 開放ナイフスイッチ カバー付ナイフスイッチ 箱開閉器 分電盤ユニット フロートスイッチ 圧力スイッチ	(略)	(略)	その他の点滅器 (ただし、 光電式自動点滅器は除く) ～ カットアウトスイッチ 開放ナイフスイッチ カバー付ナイフスイッチ 箱開閉器 分電盤ユニット フロートスイッチ 圧力スイッチ	(略)	(略)
ミシン用コントローラー	(略)	<u>(削除)</u>	ミシン用コントローラー	(略)	<u>J55014-1 (H20)</u> <u>7.2.3.1</u> <u>及び7.3.1.15</u>
電磁開閉器 配線用遮断器 漏電遮断器 ～ 電気冷房機	(略)	(略)	電磁開閉器 配線用遮断器 漏電遮断器 ～ 電気冷房機	(略)	(略)
電気温風機	(略)	<u>(削除)</u>	電気温風機	(略)	<u>J55014-1 (H20)</u> <u>7.3.4.14</u>
電気加湿器 ～ 電気芳香拡散機	(略)	(略)	電気加湿器 ～ 電気芳香拡散機	(略)	(略)
電気掃除機	(略)	<u>(削除)</u>	電気掃除機	(略)	<u>J55014-1 (H20)</u> <u>7.3.1.1</u>
電気床磨き機	(略)	<u>(削除)</u>	電気床磨き機	(略)	<u>J55014-1 (H20)</u> <u>7.3.1.2</u>
電気靴磨き機	(略)	<u>(削除)</u>	電気靴磨き機	(略)	<u>J55014-1 (H20)</u> <u>ZA.1.1</u>

電気洗濯機	(略)	<u>(削除)</u>	電気洗濯機	(略)	<u>J55014-1(H20)</u> <u>7.3.1.10</u>
電気脱水機	(略)	<u>(削除)</u>	電気脱水機	(略)	<u>J55014-1(H20)</u> <u>ZA.1.2</u> <u>メインスイッチ</u> <u>のみのものを除</u> <u>く。</u>
電気ポンプ	(略)	<u>(削除)</u>	電気ポンプ	(略)	<u>J55014-1(H20)</u> <u>ZA.1.3</u>
電気井戸ポンプ ～ 電気噴水機	(略)	(略)	電気井戸ポンプ ～ 電気噴水機	(略)	(略)
電気冷蔵庫 電気冷凍庫	(略)	<u>(削除)</u>	電気冷蔵庫 電気冷凍庫	(略)	<u>J55014-1(H20)</u> <u>7.3.1.9</u>
冷蔵用のショーケース 冷凍用のショーケース ～ 電気もちつき機及び電気 製めん機	(略)	(略)	冷蔵用のショーケース 冷凍用のショーケース ～ 電気もちつき機及び電気 製めん機	(略)	(略)
電気缶切機	(略)	<u>(削除)</u>	電気缶切機	(略)	<u>J55014-1(H20)</u> <u>ZA.1.7</u>
電気食品切断機 〔電気肉ひき機 電気肉切り機 電気パン切り機	(略)	<u>(削除)</u>	電気食品切断機 〔電気肉ひき機 電気肉切り機 電気パン切り機	(略)	<u>J55014-1(H20)</u> <u>ZA.1.8</u>
電気かつお節削機	(略)	(略)	電気かつお節削機	(略)	(略)
電気食器洗機	(略)	<u>(削除)</u>	電気食器洗機	(略)	<u>J55014-1(H20)</u> <u>7.3.1.11</u>
精米機 ～ ディスポージャー	(略)	(略)	精米機 ～ ディスポージャー	(略)	(略)
電気グラインダー	(略)	<u>(削除)</u>	電気グラインダー	(略)	<u>J55014-1(H20)</u> <u>7.3.2.2</u>

電気サンダー	(略)	(削除)	電気サンダー	(略)	J55014-1(H20) 7.3.2.2
電気ポリッシャー	(略)	(削除)	電気ポリッシャー	(略)	(床みがき機は ここには含まな い。) J55014-1(H20) 7.3.2.2
電気金切り盤 電気ハンドシャワー 電気みぞ切り機 電気チューブクリーナー 電気タッパー	(略)	(削除)	電気金切り盤 電気ハンドシャワー 電気みぞ切り機 電気チューブクリーナー 電気タッパー	(略)	J55014-1(H20) 7.3.2.2
電気ドリル	(略)	(削除)	電気ドリル	(略)	J55014-1(H20) 7.3.2.2
電気かんな	(略)	(削除)	電気かんな	(略)	J55014-1(H20) 7.3.2.2
電気のこぎり	(略)	(削除)	電気のこぎり	(略)	J55014-1(H20) 7.3.2.2
電気スクリュードライバ 電動ナットランナー	(略)	(削除)	電気スクリュードライバ 電動ナットランナー	(略)	J55014-1(H20) 7.3.2.2
電気ハンマー 電気ハンマードリル	・無負荷で連続運転する。 この場合、できれば振動部分を取り外して動作させること。振動部分を取り外したための回転数等の変化は電源電圧を下げて補償する。	(削除)	電気ハンマー 電気ハンマードリル	・無負荷で連続運転する。 この場合、できれば振動部分を取り外して動作させること。振動部分を取り外したための回転数等の変化はこれを補償する。	J55014-1(H20) 7.3.2.2
電気噴霧機	(略)	(削除)	電気噴霧機	(略)	J55014-1(H20) 7.3.2.8

電気草刈機 電気刈込み機	(略)	(削除)	電気草刈機 電気刈込み機	(略)	J55014-1(H20) 7.3.1.19 (電気草刈機) 7.3.2.2 (電気刈込み 機)
電気かみそり 電気バリカン ～ 電動式吸入器	(略)	(略)	電気かみそり 電気バリカン ～ 電動式吸入器	(略)	(略)
電気マッサージ器	(略)	別表第八	電気マッサージ器	(略)	J55014-1(H20) 7.3.1.6及び 別表第八
電気歯ブラシ ～ 謄写機	(略)	(略)	電気歯ブラシ ～ 謄写機	(略)	(略)
電動タイプライター	(略)	(削除)	電動タイプライター	(略)	J55014-1(H20) 7.3.1.16.1 (電動タイプラ イター)
ラミネーター ～ ほうじ茶機	(略)	(略)	ラミネーター ～ ほうじ茶機	(略)	(略)
毛髪乾燥機	(略)	別表第八	毛髪乾燥機	(略)	J55014-1(H20) 7.3.1.8 別表第八
電気乾燥機	(略)	(削除)	電気乾燥機	(略)	J55014-1(H20) ZA.2.20
電気気泡発生器	(略)	(略)	電気気泡発生器	(略)	(略)
電気芝刈機	イ) 無負荷で連続運転する。 ロ) 車輪その他により芝刈り 作業時の姿勢が容易に決 まるものにあつてはその 姿勢で試験台上に置く。	(削除)	電気芝刈機	(新設) ・車輪その他により芝刈り 作業時の姿勢が容易に決 まるものにあつてはその 姿勢で試験台上に置く。	J55014-1(H20) 7.3.1.19

電気ろくろ	(略)	(略)
電動ミシン	(略)	(削除)
電気はさみ ～ 直流電源装置	(略)	(略)

付録 (略)

第6章 (略)

第7章 照明器具等

1 許容値

(1) (略)

1.1 雑音電力の許容値

周波数範囲 (MHz)	雑音電力 (dB)
	(削除)
30以上 300以下	55

(注) (略)

1.2 雑音端子電圧の許容値

(1)連続性雑音端子電圧の許容値

次のいずれかの方法により適合すること。

50Ω/50μH・V形擬似電源回路網による方法

周波数範囲 (MHz)	電源端子に誘起する雑音端子電圧 (dB)
	(削除)
0.5265以上 5以下	56

電気ろくろ	(略)	(略)
電動ミシン	(略)	J55014-1(H20) 7.2.3.1 及び7.3.1.15
電気はさみ ～ 直流電源装置	(略)	(略)

付録 (略)

第6章 (略)

第7章 照明器具等

1 許容値

(1) (略)

1.1 雑音電力の許容値

周波数範囲 (MHz)	雑音電力 (dB)
	別表第四、八 共通事項
30以上 300以下	55

(注) (略)

1.2 雑音端子電圧の許容値

(1)連続性雑音端子電圧の許容値

次のいずれかの方法により適合すること。

50Ω/50μH・V形擬似電源回路網による方法

周波数範囲 (MHz)	電源端子に誘起する雑音端子電圧 (dB)
	別表第四、八 共通事項
0.5265以上 5以下	56

5を超え 30以下	60
-----------	----

(注) (略)

(2) (略)

2～5 (略)

付表7-1 負荷条件等の個別事項

政令品名	省令における細部品名等	負荷条件及び試験条件
その他の点滅器 ～ 家庭用光線治療器	(略)	(略)
	安定器内蔵形蛍光ランプ	(略)
その他の白熱電灯器具 放電灯器具		(略)
エル・イー・ディー・電 灯器具 ～ 調光器		(略)

第8章～第9章 (略)

5を超え 30以下	60
-----------	----

(注) (略)

(2) (略)

2～5 (略)

付表7-1 負荷条件等の個別事項

政令品名	省令における細部品名等	負荷条件及び試験条件
その他の点滅器 ～ 家庭用光線治療器	(略)	(略)
	安定器内蔵形蛍光ランプ	(略)
白熱電灯器具 放電灯器具		(略)
エル・イー・ディー・電 灯器具 ～ 調光器		(略)

第8章～第9章 (略)

改 正 案				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(2019) ～ J60309-1(2019)	(略)	(略)	(略)	J60065(2019) ～ J60309-1(2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>J60309-1(H23)</u>	<u>工業用プラグ，コンセント及びカプラ</u>	<u>JIS C 8285:2010</u>	<u>IEC 60309-1(1999), Amd. No.1(2005)に対応 令和4年7月31日まで有効</u>
J60320-1(2021) ～ J60320-2-1(H21)	(略)	(略)	(略)	J60320-1(2021) ～ J60320-2-1(H21)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>J60320-2-2(H21)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ — 第2-2部：家庭用及び類似の機器用相互接続カプラ</u>	<u>JIS C 8283-2-2:2008</u>	<u>IEC 60320-2-2(1998)に対応 令和4年7月31日まで有効</u>
J60320-2-3(2021) ～	(略)	(略)	(略)	J60320-2-3(2021) ～	(略)	(略)	(略)

J60335-1 (H27)				J60335-1 (H27)			
<u>J60335-2-2 (2022)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－2部：真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-2:2021</u>	<u>IEC 60335-2-2 (2019) に対応</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J60335-2-2 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－2部：真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	JIS C 9335-2-2:2004	IEC 60335-2-2 (2002) に対応 <u>令和7年8月30日まで有効</u>	J60335-2-2 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－2部：真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	JIS C 9335-2-2:2004	IEC 60335-2-2 (2002) に対応
J60335-2-3 (H29) ～ J60335-2-21 (2019)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-3 (H29) ～ J60335-2-21 (2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>J60335-2-21 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－2部1部：貯湯式電気温水器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-21:2005</u>	<u>IEC 60335-2-21 (2002) に対応</u> <u>令和4年7月31日まで有効</u>
J60335-2-23 (H29) ～ J60335-2-25 (2019)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-23 (H29) ～ J60335-2-25 (2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>J60335-2-25 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－2部5部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-25:2003</u>	<u>IEC 60335-2-25 (2002) に対応</u> <u>令和4年7月31日まで有効</u>
J60335-2-26 (H28) ～	(略)	(略)	(略)	J60335-2-26 (H28) ～	(略)	(略)	(略)

J60335-2-31(2019)				J60335-2-31(2019)			
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	J60335-2-31(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－31部：レンジフードの個別要求事項	JIS C 9335-2-31:2005	IEC 60335-2-31(2002)に対応 令和4年7月31日まで有効
J60335-2-32(H30) ～ J60335-2-35(2019)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-32(H30) ～ J60335-2-35(2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	J60335-2-35(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－35部：瞬間湯沸器の個別要求事項	JIS C 9335-2-35:2005	IEC 60335-2-35(2002)に対応 令和4年7月31日まで有効
J60335-2-36(2020) ～ J60335-2-80(2019)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-36(2020) ～ J60335-2-80(2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	J60335-2-80(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－80部：ファンの個別要求事項	JIS C 9335-2-80:2006	IEC 60335-2-80(2002)に対応 令和4年7月31日まで有効
J60335-2-81(2021) ～ J60335-2-90(2019)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-81(2021) ～ J60335-2-90(2019)	(略)	(略)	(略)

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>J60335-2-90 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-90部：業務用電子レンジの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-90:2003</u>	<u>IEC 60335-2-90 (2002)に対応</u> 令和4年7月31日まで有効
J60335-2-91 (H20) ～ J60570 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-91 (H20) ～ J60570 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-1 (2022)</u>	照明器具— 第1部：安全性要求事項 通則	<u>JIS C 8105-1:2021</u>	<u>IEC 60598-1 (2014), Amd. No. 1 (2017)に対応</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J60598-1 (H29)	照明器具— 第1部：安全性要求事項 通則	JIS C 8105-1:2017	IEC 60598-1 (2014)に対応 令和7年8月30日まで有効	J60598-1 (H29)	照明器具— 第1部：安全性要求事項 通則	JIS C 8105-1:2017	IEC 60598-1 (2014)に対応
J60598-2-1 (H29) ～ J60669-2-1 (2019)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-1 (H29) ～ J60669-2-1 (2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>J60669-2-1 (H26)</u>	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ— 第2-1部：電子スイッチの個別要求事項	<u>JIS C 8281-2-1:2012</u>	<u>IEC 60669-2-1 (2002), Amd. No. 1 (2008)に対応</u> 令和4年7月31日まで有効 この基準を適用した場合、 表2を適用せず、別表第十 第5章を適用する。

J60669-2-2(H26) ～ J60730-2-6(2019)	(略)	(略)	(略)	J60669-2-2(H26) ～ J60730-2-6(2019)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60730-2-6(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－6部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-6:2010	IEC 60730-2-6(2007)に対応 令和4年7月31日まで有効
J60730-2-7(2019)	(略)	(略)	(略)	J60730-2-7(2019)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60730-2-7(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項	JIS C 9730-2-7:2010	IEC 60730-2-7(2008)に対応 令和4年7月31日まで有効
J60730-2-8(H20) ～ J60745-2-7(H14)	(略)	(略)	(略)	J60730-2-8(H20) ～ J60745-2-7(H14)	(略)	(略)	(略)
J60745-2-8(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－8部：シャー及びニブラの個別要求事項	JIS C 9745-2-8:2009	IEC 60745-2-8(2003)に対応 令和7年8月30日まで有効	J60745-2-8(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－8部：シャー及びニブラの個別要求事項	JIS C 9745-2-8:2009	IEC 60745-2-8(2003)に対応
J60745-2-9(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－9部：タッパの個別要求事項	JIS C 9745-2-9:2009	IEC60745-2-9(2003)に対応 令和7年8月30日まで有効	J60745-2-9(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－9部：タッパの個別要求事項	JIS C 9745-2-9:2009	IEC60745-2-9(2003)に対応

J60745-2-11 (H22)	手持形電動工具－安全性－ 第2－11部：往復動のこぎり（ジグソー及びセーバーソー）の個別要求事項	JIS C 9745-2-11:2009	IEC 60745-2-11 (2003) に対応 <u>令和7年8月30日まで有効</u>	J60745-2-11 (H22)	手持形電動工具－安全性－ 第2－11部：往復動のこぎり（ジグソー及びセーバーソー）の個別要求事項	JIS C 9745-2-11:2009	IEC 60745-2-11 (2003) に対応
J60745-2-12 (H22) ～ J60838-1 (2019)	(略)	(略)	(略)	J60745-2-12 (H22) ～ J60838-1 (2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	J60838-1 (H25)	<u>ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験</u>	<u>JIS C 8121-1:2011</u>	<u>IEC 60838-1 (2004), Amd. No. 1 (2008) に対応</u> <u>令和4年7月31日まで有効</u>
J60838-2-1 (H25) ～ J61029-2-9 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60838-2-1 (H25) ～ J61029-2-9 (H20)	(略)	(略)	(略)
J61029-2-10 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－10部：切断機の個別要求事項	JIS C 9029-2-10:2006	IEC 61029-2-10 (1998) に対応 <u>令和7年8月30日まで有効</u>	J61029-2-10 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－10部：切断機の個別要求事項	JIS C 9029-2-10:2006	IEC 61029-2-10 (1998) に対応
J61029-2-11 (H20) ～ J61058-1 (2021)	(略)	(略)	(略)	J61029-2-11 (H20) ～ J61058-1 (2021)	(略)	(略)	(略)

J61058-1 (H29)	機器用スイッチー 第1部：一般要求事項	JIS C 4526-1:2013	IEC 61058-1 (2008)に対応 <u>令和7年8月30日</u> まで有効	J61058-1 (H29)	機器用スイッチー 第1部：一般要求事項	JIS C 4526-1:2013	IEC 61058-1 (2008)に対応
J61058-1-1 (2021)	(略)	(略)	(略)	J61058-1-1 (2021)	(略)	(略)	(略)
<u>J61058-2-1 (2022)</u>	<u>機器用スイッチー 第2-1部：コードスイッチの個別要求事項</u>	<u>JIS C 4526-2-1:2021</u>	<u>IEC 61058-2-1 (2018)に対応</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J61058-2-1 (H29)	機器用スイッチー 第2-1部：コードスイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-1:2016	IEC 61058-2-1 (2010)に対応 <u>令和7年8月30日</u> まで有効	J61058-2-1 (H29)	機器用スイッチー 第2-1部：コードスイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-1:2016	IEC 61058-2-1 (2010)に対応
J61084-1 (H14) ～ J61242 (2019)	(略)	(略)	(略)	J61084-1 (H14) ～ J61242 (2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>J61242 (H14)</u>	<u>電気附属品ー家庭用及びこれに類するケーブルリール</u>	<u>別紙188</u>	<u>IEC 61242 (1995)に対応 <u>令和4年7月31日</u>まで有効</u>
<u>J61347-1 (2022)</u>	<u>ランプ制御装置ー 第1部：通則及び安全性要求事項</u>	<u>JIS C 8147-1:2021</u>	<u>IEC 61347-1 (2015), Amd. No. 1 (2017)に対応</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J61347-1 (H29)	ランプ制御装置ー 第1部：通則及び安全性要求事項	JIS C 8147-1:2017	IEC 61347-1 (2007), Amd. No. 1 (2010), Amd. No. 2 (2012)に対応	J61347-1 (H29)	ランプ制御装置ー 第1部：通則及び安全性要求事項	JIS C 8147-1:2017	IEC 61347-1 (2007), Amd. No. 1 (2010), Amd. No. 2 (2012)に対応

			令和7年8月30日 まで有効				
J61347-2-1 (H25) ～ J61386-21 (2019)	(略)	(略)	(略)	J61347-2-1 (H25) ～ J61386-21 (2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	J61386-21 (H29)	電線管システム－ 第2 1部：剛性（硬質）電線管システムの 個別要求事項	JIS C 8461-21:2016	IEC 61386-21 (2002)に対応 令和4年7月31日 まで有効
J61386-22 (2019)	(略)	(略)	(略)	J61386-22 (2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	J61386-22 (H29)	電線管システム－ 第2 2部：プライアブル電線管システムの個 別要求事項	JIS C 8461-22:2016	IEC 61386-22 (2002)に対応 令和4年7月31日 まで有効
J61386-23 (2019)	(略)	(略)	(略)	J61386-23 (2019)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	J61386-23 (H29)	電線管システム－ 第2 3部：フレキシブル電線管システムの個 別要求事項	JIS C 8461-23:2016	IEC 61386-23 (2002)に対応 令和4年7月31日 まで有効
J61534-1 (H22) ～ J62841-2-5 (2021)	(略)	(略)	(略)	J61534-1 (H22) ～ J62841-2-5 (2021)	(略)	(略)	(略)
J62841-2-8 (2022)	手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の 安全性－	JIS C 62841-2-8:2021	IEC 62841-2-8 (2016)に対応	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	第2-8部:手持形シャ ー及びニブラの個別要 求事項		
<u>J62841-2- 9(2022)</u>	手持形電動工具,可搬形 電動工具並びに芝生用 及び庭園用電動機械の 安全性 - 第2-9部:手持形タッ パ及びスレッダの個別 要求事項	<u>JIS C 62841- 2-9:2021</u>	<u>IEC 62841-2- 9(2015)に対応</u>
<u>J62841-2- 11(2022)</u>	手持形電動工具,可搬形 電動工具並びに芝生用 及び庭園用電動機械の 安全性 - 第2-11部:手持形往 復動のこぎりの個別要 求事項	<u>JIS C 62841- 2-11:2021</u>	<u>IEC 62841-2- 11(2015), Amd. No. 1 (2018)に対応</u>
J62841-2- 14(2021)	(略)	(略)	(略)
<u>J62841-3- 10(2022)</u>	手持形電動工具,可搬形 電動工具並びに芝生用 及び庭園用電動機械の 安全性 - 第3-10部:可搬形切 断機の個別要求事項	<u>JIS C 62841- 3-10:2021</u>	<u>IEC 62841-3- 10(2015), Cori. 1(2016) に対応</u>
J71001(20 19) ~ J8528- 13(2020)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J62841-2- 14(2021)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J71001(20 19) ~ J8528- 13(2020)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表 2～表 5 (略)	表 2～表 5 (略)
-------------	-------------